



# おかがき

## 農業委員会だより

3号

編集・発行  
平成27年6月30日  
岡垣町農業委員会  
☎ 093-282-1211



トマトハウス（糠塚）

農業巡り  
ツアーを  
実施



岡垣産の米・野菜を使った昼食



農産物加工場 上畑の杜



ピワハウス（上畑ピワ団地）

農のめぐみ  
を  
実感！



カントリーエレベーター（糠塚）



イチゴハウス（元松原）

## 耕作放棄防止に向けて

農業委員会では、12月中旬から1月下旬にかけて農地の利用状況調査を行いました。

平成23、24年に調査した農地をベースに、26年度に生産調整対象となり適正管理と判断された農地を除いた農地について、区域の農業委員に調査実施地区を割り当て、調査を行いました。その結果が次のとおりです。

区分	筆数	面積
適正	416筆	488,228㎡
適正でない	132筆	107,737㎡
合計	548筆	595,965㎡



荒廃農地の例

この調査は、平成22年度から毎年行っており、若干の放棄地解消はあるものの、依然として多くの放棄地が存在しており、大きな懸念材料となっています。

放棄地の存在は言うまでもなく、

周辺農地に好ましくならぬ影響を与え、景観上も疑問が残ります。

そこで、我々農業委員会は、将来に向けて健全な農地を継承することが任務であることを自覚し、放棄地の解消に努めるとともに、農地の有効な利用についても研修を重ねていきます。

この調査結果を受けて、農業委員会では次の事項が決定されました。

- ・ 早急に改善すべき農地（改善可能な農地）を中心に、土地の所有者等に対し、今後の農地の利用意向についてアンケートを実施する。
- ・ アンケートの結果を受け、その後の対応を検討する。また、アンケートに回答しないなどの場合、農地中間管理機構との協議を行うように勧告するなどの措置を行う。

以上の取り組みを所有者等のご協力を得ながら進めるようにしています。

## 新規就農者紹介

### 西黒山地区でハウスイチゴ23aを経営

大石 裕一さん、美由紀さん夫妻

**農業との出会い** 北九州で会社員をしていましたが、リーマンショック以降、仕事が減少し、空き時間に兄のイチゴ作りを手伝っていました。その中で農業に魅力を感じて、イチゴ作りを始めようと思いました。

**岡垣町との出会い** 先に岡垣町で就農していた兄がお世話になっていた岡垣町認定・志向農業者連絡会（就農支援部会）やJA北九のイチゴ部会の方々に、岡垣町の農地を斡旋などして頂きました。一年前に岡垣町に引っ越してきましたが、住みやすい町だと思います。

**農業を始めてから今日までを振り返って** 最初は、ハウスや高設の組み立て、井戸掘り、電気引き等の準備がとて大変でしたが、イチゴ部会の青柳さん（農業委員）にお世話になりながら、施設を完成させました。青柳さんには、イチゴの栽培技術面でもお世話になり、大変感謝しています。

イチゴはJA北九の共販で販売しています。初めてのイチゴ栽培でしたが、兄のところを手伝っていた経験が役に立ちました。しかし、一年目の栽培を終えて、いろいろ反省点も見えたので、今は改善して、効率よく良いものを多く作っていききたいと思います。

農業は自分が頑張った分、自分に返ってくる。魅力でもあるし、怖さでもあると思います。

**奥さんの一言** 農業は楽しいし、健康的だと思います。農業を始めてから今日まで、無我夢中でした。これからも、夫婦なかよく、一生懸命、農業をしていきたいと思っています。



## 農業改革の経緯と動向について

### ◎農地中間管理機構（農地集積バンク）について

農業の構造改革を推進するため、農地利用の集積集約化を行う農地中間管理機構を都道府県に創設するとともに、機構の設立にあわせ、遊休農地解消措置の改善、青年等の就農促進策の強化、農業法人に対する投資の円滑化等を講じることを目的に、平成25年12月5日に農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律が制定され、産業政策と地域政策を車の両輪として組み合わせられて実行されています。また平成27年4月には、人口減少社会に向けての取り組みと地域の活性化を目的に「食料・農業・農村 これからの10年」を視野に新たな食料・農業・農村基本計画が策定されています。

おかがき農業委員会だより創刊号で紹介いたしました農地中間管理機構は、(公財)福岡県農業振興推進機構が平成26年3月27日に農地中間管理機構として県知事の指定を受けています。

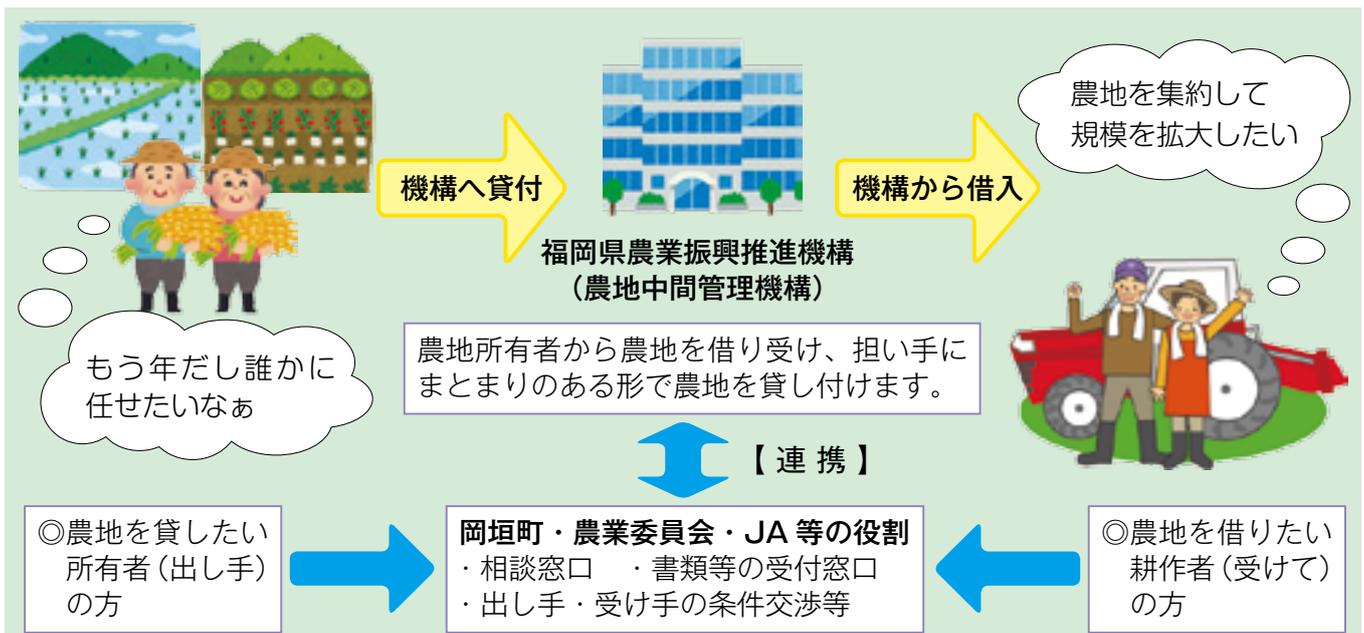
今回は、農地中間管理機構が行う事業についてご紹介します。

### 農地中間管理機構を活用して担い手に農地を集めましょう!!

農地中間管理機構とは、農地を貸したい農家（出し手）から、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）へ、農地の集積・集約化をすすめるための中間的受け皿となる組織です。県農地中間管理機構では、

- ・経営規模の拡大を考えている
- ・農用地の集約化を考えている
- ・新規農業参入を考えている

等で農用地を借りたい「担い手（農業者または農業法人等）」の募集や貸し出しを業務としています。



#### ▶お問い合わせ先

岡垣町役場 産業振興課 農林水産振興係  
公益財団法人 福岡県農業振興推進機構

TEL 093-282-1211  
TEL 092-716-8355

# 農業委員会の活動報告

## ◎視察研修

2月5日から6日にかけて、熊本県人吉市と湯前町の農業公社を視察しました。

高齢者でも比較的容易に栽培ができ、鳥獣被害を受けにくいとされるトウガラシの栽培の取組みについて説明を受けました。



人吉市での座学



湯前町でのほ場見学

耕作放棄地対策を目的として農業公社を設立し、茎ワサビ、加工用ほうれん草等を栽培し、農地を農地として守る取り組みがされています。

岡垣町農業委員会では、農地法により決められている許可申請等を前月の20日までに事務局に提出されたものについて、毎月10日に審議しています。

また、その他の農業委員会の業務に関係する事項についても毎月の総会で審議しています。

## ◎平成26年度 農地法等に基づく審議の状況 ( )内は25年度

審議等の区分	審議件数
農地法第3条許可（農地の売買・贈与・賃借の許可）	6（4）
農地法第4条許可（所有者自らが行う農地転用の許可）	2（3）
農地法第5条許可（所有権等の移転を伴う農地転用の許可）	6（12）
農用地利用集積計画の決定（利用権の設定等）	2（4）
農地の一時利用届の承認（公共事業等で農地を一時的に利用する際の届に関する審議）	2（5）
農地転用届の承認（農地の中に小規模な農業用施設を設置するため農地を転用する際の届に関する審議）	1（1）
農地改良届の承認（小規模な農地のかさ上げ等を行う際の届に関する審議）	1（0）

## 農業巡りツアーで交流

町民に「食と農」や「農業委員会の活動」を理解してもらうため、毎年実施している事業です。今年も町内の農業者の皆様にご協力いただき、4月28日（月）に開催しました。

当日は、町内小中学校のPTAと食育担当教諭19人で、びわ、トマトやいちごのほ場、カントリーエレベーター、農産物加工場を見学し、町内産の米や野菜を使った昼食を準備しました。参加者からは、「お米が美味しい。どこで買えるんですか?」という声も聞かれました。

## 枝豆狩りをしませんか

今年も、生産者と消費者の交流の輪を広げる取り組みの一環として、10月に「枝豆狩り体験」を行います。申し込み方法は、後日広報おかがき等でお知らせします。多くの皆様のご参加を農業委員一同お待ちしております。



昨年の様子

## 編集後記

神屋 種義

農業委員に就くと、広報の役も回ってきて、多難なスタートとなりました。しかし、会議や研修、広報作成の資料集めと関わる中で、自分中心の農業から幅広く農業を見ることができるようになりました。今、一番の関心時は、農産物の自給率を高めることです。輸入先の国が風邪をひくと、日本は寝込む状況です。主要農産品の確保と生産環境を阻害している要因を取り除くことに意を注いでいきたい。

## 発行責任者

会長 田原 一男

## 編集委員会

委員長 俵口 和義  
副委員長 神屋 種義  
委員 麻生 孝子  
委員 刀根 基光  
委員 広渡 輝男  
委員 深田 明俊

## 農業委員会からのお知らせ

農地の売買・賃借・転用の申請手続きは農業委員会へ

申請締切日は毎月20日です

090-2202-1211